

( 2 0 1 2 . 8 . 2 1 )  
仮 訳

## 生物圏保存地域

### セベリア戦略と 世界ネットワーク (WNBR) 定款

人間と生物圏 (MAB) 計画

## 目次

第 28 回 UNESCO 総会決議 2.4	3
生物圏保存地域に関するセビリア戦略	4
生物圏保存地域 – 最初の 20 年	4
生物圏保存地域の考え方	5
21 世紀に向けたセビリアのビジョン	6
目標	9
実施指標	18
生物圏保存地域世界ネットワーク (WNBR) 定款	23

(参考文献)

UNESCO, 1996, Biosphere reserves: The Seville Strategy and the Statutory Framework of the World Network, UNESCO, Paris

生物圏保存地域の設置目的は、今日の世界が直面している最重要課題の一つ、つまり、生物圏の保全、経済的・社会的発展の探求、付随する文化的価値観の維持は、どのようにすれば調和を確保できるのかという点に対処することである。生物圏保存地域とは、UNESCOの「人間と生物圏（MAB）計画」に基づいて国際的に認められた陸上・沿岸・海洋生態系区域をいう。1995年3月にセビリア（スペイン）において有識者の国際会議がUNESCOにより開催された。この会議で練られた戦略は、「セビリア戦略」として知られており、21世紀における生物圏保存地域の今後の発展に向けて講じるべき措置を示している。また、セビリア会議が開催されたことで、「生物圏保存地域世界ネットワーク」が機能する諸条件を定める形で定款の内容が確定する一助となった。これら双方の文書は、1995年11月の第28回UNESCO総会決議2.4に基づいて採択されたものであり、この冊子においても示されている。これら文書の目玉の一つとして、「環境と開発に関する国連会議」（1995年、リオ）を受けて生まれたアジェンダ21の問題意識への対応に役立つ形で、生物圏保存地域が果たせる新しい役割が挙げられる。同時に、生物多様性条約を運用していく上で生物圏保存地域が果たせる重要な役割も強調されている。

生物圏保存地域

セビリア戦略

と

世界ネットワーク定款

人間と生物圏計画

## 第 28 回 UNESCO 総会決議 2.4 (1995 年 11 月)

総会は、

セビリア会議において、文化的価値の保護と調和を確保しつつ生物多様性を保全していくにあたり、「人間と生物圏 (MAB) 計画」の枠組の範囲内で設けられた生物圏保存地域が特に重要である旨が確認されたことを強調し、

生物圏保存地域が研究、長期的観測、研修、教育、社会一般の認識の推進を行う上で理想的な場となっている一方で、資源の保全や持続的使用に地域社会が全面的に関与できるようになっている点を考慮し、

生物圏保存地域が地域の発展や土地利用計画との関係で実験の場であり活動拠点になっていることを考慮し、

このような事情により、アジェンダ 21 に定められた諸目標に加え、リオ会議とそれ以降に採択された国際条約 (特に生物多様性条約) により定められた諸目標を達成していく上で、生物圏保存地域世界ネットワークが大きく貢献していることを考慮し、

特に生物圏保存地域の設置、強化、推進に向けた開発途上国の取組に支援を提供することで、現行ネットワークを拡充・改善し、地域・世界レベルの交流を促進していく必要があると確信し、

1. 総会として、セビリア戦略を承認するとともに、事務局長は、同戦略の効果的な実施に必要な資源を投入し関係者全員に対して可能な限り幅広く同戦略を広めるべきである。
2. 加盟国は、セビリア戦略を実施し、そのために必要な資源を動員すべきである。
3. 国際的及び地域的な政府間機関、関連の非政府系機関は、UNESCO と協力して、生物圏保存地域世界ネットワークの運用面での進展を図るとともに、これに相当する資源を投入するよう資金拠出団体に働きかけを行うべきである。
4. 別添の「生物圏保存地域世界ネットワーク定款」を採択し、以下の提言を行う。
  - (a) 加盟国は、生物圏保存地域に関する自国の方針の決定・実施に際して、上記定款を考慮に入れる。
  - (b) 事務局長は、上記定款の定めに従い生物圏保存地域世界ネットワーク事務局を整備して、同ネットワークを円滑に機能させ強化していく上で貢献する。

## 生物圏保存地域に関するセベリア戦略

### 生物圏保存地域 - 最初の 20 年

生物圏保存地域の設置目的は、今日の世界が直面している最重要課題の一つ、つまり、持続可能な利用を伴う生物多様性と生物資源はどのように調和を確保できるのかという点に対処することである。生物圏保存地域を効果的に機能させる上で必要になるものとしては、自然科学者・社会学者、保護団体・開発団体、運営当局、地域社会があり、この複雑な問題に一致協力して活動している。

生物圏保存地域の概念は、1974年のUNESCOの「人間と生物圏（MAB）計画」タスクフォースに端を発するものである。1976年には生物圏保存地域のネットワークが立ち上げられ、1995年3月現在で、その規模は82ヶ国324保存地域を含むまでに成長している。生物多様性の保全、経済発展の推進、関連の文化的価値観の維持という目標は、場合によっては相互に競合することもあるが、このネットワークは、目標相互間で持続可能な形でバランスを確保するというMABの目標を達成する上で重要な要素になっている。生物圏保存地域は、このような目標が検証され、改良され、実証され、実施される場となっている。

1983年にミンスク（ベラルーシ）において第1回国際生物圏保存地域会議がFAOとIUCNの協力を得てUNESCOとUNEPにより共同開催された。この会議の活動を受けて、1984年には「生物圏保存地域に関する行動計画」が生まれ、この行動計画はUNESCO総会とUNEP管理理事会により正式に承認されている。この行動計画の中身は概ね今日でも有効なものであるが、生物圏保存地域の運用状況については、UNCEDのプロセス、殊に生物多様性条約を見れば分かるように大きく変化している。生物多様性条約は、1992年6月にリオデジャネイロの「地球サミット」で署名され、1993年12月に発効し、現時点で批准を済ませている諸国の数は100ヶ国を上回っている。同条約の主な目的は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分である。生物圏保存地域の存在は、この総合的アプローチを促進する効果があるため、同条約の運用に貢献できる立場にある。

ミンスク会議から10年間は、保護対象となる区域全般について考えることと、生物圏保存地域について考えることは、平行線上にあるものとして推移してきた。最も重要な点として、生物多様性の保全と地域社会の開発ニーズとの関係は、生物圏保存地域というアプローチの中核的部分であり、現在となっては大半の国立公園や自然保存地域その他の保存地域域の運営面を成功裏に進めていく上で重要な要素であると認識されるようになってきている。1992年2月にベネズエラのカラカスで開催された第4回世界国立公園会議において、生物圏保存地域の重要側面となる各種のアイデア（コミュニティの関与、保全と発展との関係、国際協力の重要性）が採用されている。また、同会議では、生物圏保存地域を支援する旨

の決議が承認されている。

生物圏保存地域の運営面でも重要な新機軸が見られる。意思決定プロセスに各種関係者の参画を得ていく新手法や紛争解決の新手法が生み出されており、地域的アプローチを用いる必要性について関心の度合いが高くなっている。新種の生物圏保存地域（クラスター方式、越境保存地域など）の考案も行われ、生物圏保存地域の状況を見ると、保全に力点を置いたものから、関係者相互間の連携強化を介して保全とを一体的に行うというものへと大幅に変化している生物圏保存地域も多い。コンピューターの性能向上やインターネットなどの技術革新を追い風として、新しい国際的ネットワークが生まれており、生物圏保存地域相互間の国際的な意思疎通や連携が大きく促進されている。

このこととの関係で、1991年にUNESCO執行委員会では、「生物圏保存地域に関する諮問委員会」を設置する決定が下された。この諮問委員会においては、21世紀に入るに当たり、1984年の行動計画の実効性を評価し、その実施状況を分析し、生物圏保存地域の戦略を策定する時期にきているとの見解が出されている。

そのため、総会決議第27/C/2.3号に基づき、1995年3月20日～25日にセベリアにおいてスペイン当局の招請により、「生物圏保存地域に関する国際会議」がUNESCOにより開催された。この会議には、102ヶ国、国際機関・地域機関15団体から約400人の有識者が参加した。この会議の開催目的は、1984年行動計画の実行経験を評価できるようにして、21世紀における生物圏保存地域の役割について考察し（これにより、活動目的が明らかになる）、世界ネットワーク定款を構築していくことであった。この会議において、下記のセベリア戦略が策定されている。「人間と生物圏（MAB）計画」国際調整理事会の第13回会合（1995年6月12日～16日）において、セベリア戦略が強く支持された。

#### 生物圏保存地域の考え方

生物圏保存地域とは、「UNESCOの『人間と生物圏（MAB）計画』の枠組に基づいて国際的に認定された陸上・沿岸・海洋生態系の区域、または、これら区域の集合体」（生物圏保存地域世界ネットワーク定款）をいう。保存地域の推薦は各国政府により行われ、各保存地域は、一連の最低基準を満たすとともに、ネットワークに加入するには一連の最低条件を順守しなければならない。各生物圏保存地域の機能は3項目存在しており、それぞれ相互補完的な機能を果たしている。具体的には、まず、遺伝資源、生物種、生態系、景観を守るという「保全機能」があり、次いで、持続可能な経済発展・人材育成を促進するという「経済と社会の発展」機能があり、さらに、実証プロジェクト、環境教育・研修、保全や持続可能な成長の地域的、国内的、世界的問題に関する研究や実験を支援するという「学術的支援」機能がある。

物理的に見て、各生物圏保存地域は、3種類の要素を具備する必要がある。つまり、保護地域（生物多様性の保全、破壊が最小限に抑えられている生態系の観測、破壊をもたらさな

い研究その他環境に優しい利用法（教育など）の実施を目的としてしっかりと保護されている地域）、緩衝地帯（通常、保護地域を取り囲んだり隣接する形で設けられ、環境教育やレクリエーション、エコツーリズム、基礎・応用研究などの健全な生態系に配慮した活動に用いられる）、柔軟な移行地域（具体的には、各種の農業活動や定住等。地域社会、運営団体、科学者、非政府系団体、文化団体、経済団体その他の関係者が相互に連携して、この地域の資源を管理したり持続可能な形で開発を行う）。当初は、同心円の輪の形が想定されていたが、現地のニーズや状況に対応するため、これら 3 種類の地域区分は幅広い形で運用されている。実際問題として、生物圏保存地域のコンセプトで最も有利な点の一つとして、幅広い状況に応用される柔軟性と独創性が挙げられる。

一部の国では、生物圏保存地域の設置を目的とした法令が制定されているところもある。それ以外の国では、核心地域と緩衝地帯（の全体または一部）を国内法に基づく保存地域として指定している国が多い。生物圏保存地域の中には、他の制度の下で保護対象となる地域（国立公園、自然保存地域など）、国際的な認定を受けた場所（世界遺産やラムサール条約登録地域など）が同時に含まれるケースも多い。

また、所有権の仕組みにも大幅な差が見られることがある。生物圏保存地域の核心地域は、通常は公有地であるが、私有地であったり非政府系団体に帰属しているケースもある。緩衝地帯は、私有地であったり共有地であったりするケースが多く、移行地域も概ね同様である。生物圏保存地域に関するセベリア戦略には、このように広い範囲の状況が映し出されている。

## 21 世紀に向けたセベリアのビジョン

21 世紀に向かって進んでいくと、どのような将来が見えてくるのだろうか。現在の人口増加と人口分布の趨勢、エネルギーや天然資源への需要増大、経済のグローバル化、貿易パターンが及ぼす農村部への影響、文化的独自性の減退、一極集中に加えて、欲しい情報の入手が困難であること、技術革新の普及が均一ではないといった事情の相乗効果によって、近い将来において環境や開発に関して厳しい未来像が見えてくる。

UNCED プロセスには、農村部を尊重し農村部に蓄積された知恵も尊重するなど、環境への配慮とともに社会的公正の強化も取り込む形で、持続可能な発展に向けた別経路が示されている。アジェンダ 21、生物多様性条約、気候変動条約、砂漠化対処条約その他の多国籍条約を見ると、国際レベルにおける今後の道筋が見えてくる。

しかし、地球社会では保全と持続可能な発展の双方を推進すべく UNCED の構想を凝縮した実施例も必要である。このような実施例がうまく機能するのは、社会における社会的ニーズ、文化的ニーズ、精神的ニーズ、経済的ニーズがすべて示されており、健全な科学的根拠がある場合に限られる。

生物圏保存地域を見ると、この種の実施例が示されている。生物圏保存地域は、人間の活動による悪影響が増している世界で孤立した島を作るというものではなく、人々と自然との調和を図る舞台となったり、過去の知識を将来のニーズに結び付けたりすることが可能であり、さらには、制度的に縦割りになってしまうという問題点の克服方法を示すことができる。要するに、生物圏保存地域は、単なる保存地域以上の存在なのである。

そのため、生物圏保存地域の場合、新しい役割を果たせるのである。生物圏保存地域については、その内部や周囲で人が生活、仕事を行い、自然界との間でバランスのとれた関係を実現していく手段になるだけでなく、これまでよりも持続可能性に富んだ将来への道筋を示すことで、社会全体のニーズにも貢献できる。この点こそ、21世紀における生物圏保存地域のビジョンの核心部分なのである。

UNESCOにより1995年3月20日～25日にセビリア（スペイン）にて開催された「生物圏保存地域に関する国際会議」では、下記の2本柱で構成されるアプローチが採用された。

- ・ 生物圏保存地域という革新的なコンセプトを実行に移すため、過去の経験を生かす。
- ・ 将来に向けて、「保全機能」、「経済と社会の発展機能」、「学術的支援」の3機能に対して何が強調されるべきか明らかにする。

セビリア会議では、生物圏保存地域を設置した場合に問題点や制約事項があるにもかかわらず、仕組み全体としては革新的なものであり大きな成果もあげているとの結論が下されている。特に、これら3種類の基本機能は、今後も引き続き妥当性を維持していくと思われる。これらの機能を実現し、分析を行うとの観点から、同会議により下記10項目の基本的方向性が明らかにされており、新しく設けられたセビリア戦略の基盤となっている。

1. 保全と持続可能な発展を行う中で、特に、生物多様性条約、気候変動、砂漠化、森林関連などの諸協定に対して、生物圏保存地域の貢献を強化する。
2. 未開の地域から都市部に至るまで、多様な環境・生物・経済・文化的要素を盛り込む形で生物圏保存地域を発展させる。特に、沿岸・海洋環境において生物圏保存地域のコンセプトを援用することが想定されるとともに、そのようにする必要性もある。
3. 生物圏保存地域世界ネットワークにおける構成要素として、生物圏保存地域の地域内、地域間、テーマ別のネットワークを生み出すことを強化する。
4. 生物圏保存地域における科学調査、観測活動、研修、教育を強化する。なぜなら、これらの地域における資源の保全と合理的使用を行うには、自然科学・社会科学、人文科学に健全な形で立脚する必要があるからである。このことは、生物圏保存地域への人材・資金の投入が不足しており注視が必要な国において特に重要になる。
5. 生物圏保存地域を構成する地域全般が、保全、持続可能な発展、科学的理解に適切な形で寄与するようにする。
6. 移行地域の範囲を拡大して、生態系管理などのアプローチに適した広い区域が含まれるようにするとともに、生物圏保存地域を利用して、地域的規模で持続可能な発展への各種アプローチの検討や実証活動を行う。そのためには、これまで以上に移行地域に着目



する必要がある。

7. 生物圏保存地域の人的側面をこれまでよりも深く検討する。文化的多様性と生物多様性との間で関係を構築する。従来型の知識や遺伝資源を保全するとともに、これらのものが持続可能な発展で果たす役割を認識した上で推進していく必要がある。
8. 各生物圏保存地域の運営については、基本的には地域社会と社会全体との間における「契約」として推進する。運営はオープンなものにして、臨機応変で順応性に富んだものにする。このようなアプローチを導入すると、外部からの政治的、経済的、社会的圧力に対して、生物圏保存地域や地域社会が適切に対処しやすくなる。
9. 個々の現場レベルとネットワークレベル双方で、関係団体や関係部門が一致協力する形で生物圏保存地域のアプローチに取り組むようにする。関係者全員の間で情報が自由にやり取りされるようにする。
10. 将来に向けて投資する。生物圏保存地域については、長期的な複数世代にわたる視点に立った上で、意識の啓発、情報提供、教育といった活動を介して、自然と人間社会との共生の理解を増進させる形で活用していく必要がある。

要するに、生物圏保存地域では、科学的に正確で文化的に創造性に富み運用面では持続可能な運営を行うことで、自然的価値と文化的価値を保全したり生み出したりする必要がある。そのため、セビリア戦略を介して実施される生物圏保存地域世界ネットワークは、一体感を生み出す効果があり、世界の人々や国々の結束を強化していく上で役立つと考えられる。

## 戦略

下記の戦略は、実効的な形で生物圏保存地域を整備したり、生物圏保存地域世界ネットワークが適切に機能するための条件を明記している。その内容は、生物多様性条約やアジェンダ 21 の一般原則の二番煎じではなく、保全と発展との関係について新しいビジョンを構築する場合に、生物圏保存地域の具体的役割を示したものである。そのため、本書では、あえて少数の重点項目に力点が置かれている。

本戦略には、個々の提言が最も実効的に機能するレベル（国際的レベル、国内レベル、個別の生物圏保存地域レベル）が示されている。ただし、各国や各地域の運用状況に大きな幅があることに鑑み、望ましいとされる活動のレベルは、単に指針として見るべきであり、目の前の状況に合わせて順応させていく必要がある。特に、「国内」レベルについては、個別保存地域よりも広範囲をカバーする自治体レベル（例、州、郡など）も含むものと解釈する必要がある。国によっては、国内 NGO や地元 NGO がこのレベルの活動を適切な形で代行できるところもあるかもしれない。同様に、「国際」レベルの場合、地域的活動や地域間活動が含まれるケースも多い。

本戦略には、望ましいと考えられる実施指標（つまり、関係者であれば誰でも本戦略の実施状況をフォローし評価できるようにする活動内容のチェックリスト）も盛り込まれている。これらの指標の作成時に用いられた基準としては、実際に利用できること（その情報は比較的容易に収集できるものなのか）、簡素であること（そのデータは曖昧なものなのか）、役に立つこと（保存地域の運用責任者や国内委員会、ネットワーク全体から見て、その情報が有益なものなのか）という点が挙げられる。実施指標の役割の一つは、成功している運用メカニズムのデータベースを構築して、ネットワークの構成員間で情報交換することである。

## 目標 I — 生物圏保存地域を用いて自然・文化の多様性を保全する

目的 I.1 — 生物圏保存地域世界ネットワークを用いて自然・文化的生物多様性の範囲を改善する

### 国際レベルでの提言

1. 生物多様性条約の目標を実行していく手段として生物圏保存地域を推進する。
2. 脆弱性分析などのアイデアを踏まえた上で、生物地理区分への総合的なアプローチを推進して、社会生態学的要因を取り込んだ制度を整備する。

### 国内レベルでの提言

3. 生物圏保存地域世界ネットワークの対象範囲を評価する判断材料として、その国の生物地理分析の準備を行う。
4. この分析の関係で、既存の保護地域も考慮した上で、必要に応じて生物圏保存地域を設置、強化、拡充する。その際、自然と文化双方の観点から、断片的に存在する生息環境、危機に直面した生態系、脆弱な環境に特に留意する。

目的 I.2 — 生物圏保存地域を保全計画に取り入れる

### 国際レベルでの提言

1. 国境をまたぐ形で存在している生命体、生態系、遺伝資源の保全に対応する方策として、国境を超える形で生物圏保存地域の設置を促進する。

### 国内レベルでの提言

2. 生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた戦略、保護地域に関する計画、生物多様性条約第 6 条にいう各国の生物多様性戦略や行動計画に、生物圏保存地域を取り込む。

3. 適切と判断される場合、生物多様性条約その他の多国間条約に基づいて着手・助成されるプログラムに、生物圏保存地域を強化・整備する取組を盛り込む。
4. 緑の回廊（グリーンコリドー）など、生物多様性の保全を強化する手法を介して、生物圏保存地域を相互に関連付けたり、他の保護地域とも関連付けるとともに、この種の相互関連を維持するようにする。
5. 生物圏保存地域を用いて、栽培種・家畜種の野生種など、遺伝資源をそのままの形で保全するとともに、復旧や再導入の場として生物圏保存地域を用いたり、実験施設内で保全したり利用したりする取組と関連付ける。

目標 II - 土地管理モデルとして、また、持続可能な発展へのアプローチのモデルとして、生物圏保存地域を活用する

目的 II.1 - 地元住民の支持と関与を確保する

国際レベルでの提言

1. 紛争解決、現地の便宜供与、関係者による政策決定・運営責任への関与など、生物圏保存地域運用の主な側面について指針を作成する。

国内レベルでの提言

2. アジェンダ 21 や生物多様性条約の持続的活用という目標を実行に移すための計画に、生物圏保存地域を取り入れる。
3. 生物圏保存地域を設置、強化、拡充して、伝統的な生活様式や固有の生物多様性の利用法が営まれている地域（宗教的地区を含む）や、人間と環境との間に重要な相互作用がある地域（例、都市部周辺地域、荒廃した農村部、沿岸地域、淡水環境、湿地帯）を含めるようにする。
4. 緩衝地帯や移行地域において持続可能な発展を推進する伝統的知識などを含んだ技術の伝承を通じて、保全という目標と両立する活動を推進する。

個別保存地域レベルでの提言

5. 各種関係者の利害関係の調査を行い、保存地域の運営や利用に関する企画立案・意思決定にこれらの関係者の全面的関与を得る。
6. 環境劣化の原因となったり生物資源の持続不可能な利用の原因となった要因を把握し対策を講じる。
7. 保存地域の天然産品・サービスを評価し、その評価内容を用いて、地元住民にとって環境面から見て健全で経済的に持続可能な収入の機会を促進する。
8. 天然資源の保存と持続可能な利用に向けた優遇策を整備し、生物圏保存地域において現

時点で見られる行為が制限されたり禁止されたりする場合には、地元住民の生計を維持する別の手立てを設ける。

9. 天然資源の利用から得られた便益については、入場料の分配、天然産品・手工芸品の販売、地元建築技法や労働力の活用、持続可能な活動の整備などの方策によって、関係者と公平に分ち合う。

## 目的 II.2 ー 生物圏保存地域相互間の調和と相互関係の改善を図る

### 国内レベルにおける提言

1. 各生物圏保存地域において、実効的な内容の運営方針・計画に加え、これらを実行するための適切な権限・制度を整備する。
2. 生物圏保存地域の保全機能と持続的利用機能とが相互に両立しない場合に、適切なバランスを確保する方策を講じる。

### 個別保存地域レベルでの提言

3. 生物圏保存地域の取組や活動を管理、調整、一体運用する制度的メカニズムを構築・整備する。
4. 各種利害関係（例、農業、林業、狩猟、採取、水・エネルギー供給、漁業、観光、レクリエーション、研究）など、保存地域の経済的・社会的関係者の声が代弁される形で、現地の意見聴取制度を設ける。

## 目的 II.3 ー 生物圏保存地域を地域計画に取り入れる

### 国内レベルでの提言

1. 地域発展政策や地域の土地利用計画立案活動に生物圏保存地域を盛り込む。
2. 各生物圏保存地域の近くにいる大規模土地利用者に働きかけて、持続的な土地利用に好都合な実務活動が採用されるようにする。

### 個別保存地域レベルでの提言

3. フォーラムを開催するとともに実証の場を設けて、その地域の社会経済面・環境面での問題点を吟味するとともに、その地域にとって重要な生物資源を持続可能な形での活用を図る。

## 目標 III ー 研究、観測、教育、研修で生物圏保存地域を用いる

### 目的 III.1 ー 人間と生物圏との相互作用に関する知識を向上させる

#### 国際レベルでの提言

1. 生物圏保存地域世界ネットワークを用いて、完了するまで何十年もかかる長期研究など、環境・社会経済面の比較研究を実施する。
2. 生物多様性、砂漠化、水循環、民族生物学、地球規模の変化などの項目を取扱う国際的研究プログラムで、生物圏保存地域世界ネットワークを用いる。
3. 南半球や東アジア、ラテンアメリカで存在するものなど、地域的・地域間レベルの共同研究プログラムで、生物圏保存地域世界ネットワークを用いる。
4. 生物圏保存地域に関して、革新的な分野横断的研究手法の開発を促進する。この中には、社会的、経済的、生態系データを一体的に運用する柔軟なモデリングシステムなどが含まれる。
5. 生物圏保存地域における研究ツールや方法論を集めた情報拠点を整備する。
6. 生物圏保存地域世界ネットワークと、他の研究・教育ネットワークとの間の相互関係を推進するとともに、私立・公立を問わず、また、政府系であるか非政府系であるかを問わず、大学その他の高等研究教育機関の共同研究プロジェクトで、生物圏保存地域の利用を促進する。

#### 国内レベルでの提言

7. 国内的・地域的な科学調査プログラムと生物圏保存地域を一体的に取り扱うとともに、この種の研究活動と、保全・持続的発展に関する国内政策・地域政策とを連動させる。

#### 個別保存地域レベルでの提言

8. 基礎研究・応用研究で生物圏保存地域を用いる。殊に、現地の問題点を重視したプロジェクト、自然科学と社会科学の双方を取り込んだ分野横断的プロジェクト、劣化した生態系の復旧、土壌や水質の保全、天然資源の持続的使用が必要となるプロジェクトで、生物圏保存地域を用いる。
9. 生物圏保存地域の運用面での研究・観測結果を合理的に利用するため、データ管理の実用的システムを整備する。

#### 目的 III.2 - 観測活動を改善する

#### 国際レベルでの提言

1. 地上・海洋観測システム、地球規模の変化、生物多様性、森林の健康状態などの項目に力点を置いた国際的活動の重点的な長期観測の場として、国際レベル、地域レベル、国内レベル、地元レベルで、生物圏保存地域世界ネットワークを用いる。
2. 動植物の内容説明に関するメタデータについて標準的な処理方法の導入を促進し、生物圏保存地域で生まれた科学的情報をやり取りしたり、利活用しやすくする。

#### 国内レベルでの提言

3. 生態・環境の観測活動への生物圏保存地域の参画を促進するとともに、生物圏保存地域と他の観測現場・ネットワークとの関係構築を促進する。

#### 個別保存地域レベルでの提言

4. 動植物の状況調査、生態系・社会経済データの収集、天文観測・水理観測の実施、汚染の影響調査など、科学的目的により、また、健全な現場として、生物圏保存地域を用いる。
5. 居住生物の生物多様性、持続可能性、生活の質を評価・観測する手法・アプローチを開発したり検証する実験地域として、保存地域を用いる。
6. 緩衝地帯や移行地域で行われる各種の生産的活動について、(生態系、経済的、社会的、制度的な関係で) 持続可能性の指標を整備する際に、保存地域を用いる。
7. 生物圏保存地域の運用面での研究・観測結果を合理的に利用するため、データ管理の実用的システムを整備する。

### 目的 III.3 - 教育、一般認識、関与状況を改善する

#### 国際レベルでの提言

1. 生物圏保存地域相互間で実体験や情報のやり取りを促進し、生物圏保存地域の諸活動へのボランティアや地元住民の参画強化を図る。
2. 生物圏保存地域や現場レベルでの経験に関する情報を普及させるべく、広報制度の整備を推進する。

#### 国内レベルでの提言

3. 生物圏保存地域において実際に見られる形で、保全や持続的利用に関する情報を学校教育課程や教材、メディア活動に取り入れる。
4. 国際的なネットワークや取組への生物圏保存地域の参加を促進し、教育や一般認識における分野横断的關係の推進を図る。

#### 個別保存地域レベルでの提言

5. 地域社会、児童生徒、その他の関係者による教育・研修活動への参画、また、生物圏保存地域内の研究・観測活動への参画を促進する。
6. 保存地域本体、生物多様性の保全・持続的利用の重要性、社会文化的側面、レクレーシ

ョンや教育活動、資源について、来訪者向け情報を整備する。

7. 児童生徒その他団体の教育啓発に資する施設として、各保存地域における生態系に関する実地教育拠点の整備を推進する。

#### 目標 III.4 ー 専門家や運営担当者向けの研修を改善する

##### 国際レベルでの提言

1. 生物圏保存地域世界ネットワークを活用して、国際的な研修機会や取組の支援・促進を図る。
2. 地域研修拠点として寄与する代表的な生物圏保存地域を把握する。

##### 国内レベルでの提言

3. 21 世紀における生物圏保存地域の運営担当者が必要となる研修内容を明確化し、モデルとなる研修プログラムを策定する。具体的な論点としては、生物圏保存地域における調査・観測活動の企画実施方法、社会及び文化状況の分析・調査方法、生態系や景観と両立する形で資源管理を行う方法などが考えられる。

##### 個別保存地域レベルでの提言

4. 実地研修や、国内、地域、現地向けセミナーで、保存地域を用いる。
5. 地元住民その他の関係者を対象として適切な研修・雇用が行われるようにして、生物圏保存地域における各種取組の調査、観測、調査に全面参加できるようにする。
6. 地域社会その他現地の業者（意思決定権者、地元リーダー、生産や技術移転、地域開発プログラムに携わる業者など）向けの研修プログラムを促進して、生物圏保存地域の企画、運営、観測プロセスに全面的に参加できるようにする

#### 目標 IV ー 生物圏保存地域の考え方を実行に移す

##### 目的 IV.1 ー 生物圏保存地域の機能を一体運用する

##### 国際レベルでの提言

1. 国内レベル、地域レベル、国際レベルにおいて、実体験が他者に対してプラスに作用する実証目的の生物圏保存地域（のモデルまたは例示）を把握し公表する。
2. 生物圏保存地域に関する戦略や国内的活動の緻密化や定期的検討に関して、指導や助言を提供する。
3. 生物圏保存地域の運営担当者を対象としたフォーラムその他の情報交換制度を整備す

る。

4. 生物圏保存地域の運営計画・方針の策定方法に関する情報を整備し普及させる。
5. 生物圏保存地域の現場における運営上の問題点について手引きを作成する。この中には、地元参加を確保する方法、各種運営策の事例研究、紛争解決技法などが含まれる。

#### 国内レベルでの提言

6. 各生物圏保存地域において、実効的な内容の運営方針・計画に加え、これらを実行するための適切な権限・制度を整備する。
7. 生物圏保存地域の該当区域やその周辺地域において、環境面・社会的観点から見て持続可能な活動を整備・維持していく民間の取組を促進して、地域開発の促進を図る。
8. 生物圏保存地域に関する戦略や国内行動計画を策定して定期的に審査を行う。この種の戦略では、保全に向けた他の国内制度との関係で、生物圏保存地域が補完的な役割を果たしプラスに作用する方向を目指す必要がある。
9. 生物圏保存地域の運営担当者を対象としたフォーラムその他の情報交換制度を整備する。

#### 個別保存地域レベルでの提言

10. 生物圏保存地域の各種地域を把握して地図上に示し、それぞれの地位を明確化する。
11. 生物圏保存地域の地域すべてを盛り込む形で全般的運営計画・方針を作成、実行、観測する。
12. 必要に応じて、核心地域を保全するため、持続可能な発展基準に沿って緩衝地帯と移行地域の再計画を行う。
13. 生物圏保存地域の取組や活動を管理、調整、一体運用する制度的メカニズムを構築・整備する。
14. 生物圏保存地域の企画立案・運営活動に地域社会の参画を得られるようにする。
15. 生物圏保存地域や周辺地域において、環境面・社会的観点から見て持続可能な活動を整備・維持していく民間の取組を促進する。

### 目的 IV.2 - 生物圏保存地域世界ネットワークを強化する

#### 国際レベルでの提言

1. 生物圏保存地域世界ネットワーク定款の実施に向けて、十分な資金が提供されるようにする。
2. 生物圏保存地域世界ネットワーク定款により義務付けられた形で、生物圏保存地域を各国が定期的に審査するようにして、各国に支援を行い自国の生物圏保存地域を機能させる。
3. 生物圏保存地域諮問委員会の活動を支援し、その提言や指導の内容を全面的に検討し活



用する。

4. 生物圏保存地域の情報提供能力や技術的能力を加味した上で生物圏保存地域間のコミュニケーションをはかり、既存のものや予定されている地域的ネットワークやテーマ別ネットワークを強化する。
5. 類似した管理地域のネットワークや国際機関、非政府系機関のうち生物圏保存地域の目標と一致するところとの間で、独創的な関係や連携関係を構築する。
6. 生物圏保存地域相互間での姉妹提携を推進・促進するとともに、国境をまたぐ保存地域を育成する。
7. 資料を配布したり、広報方針を策定したり、生物圏保存地域世界ネットワークの加入団体としての役割を目立たせることで、生物圏保存地域の知名度を向上させる。
8. 可能と判断される場合、二国間・多国間の援助団体から助成を受けたプログラムに、生物圏保存地域を取り込むよう主張する。
9. 生物圏保存地域の利益になる形で、企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する。
10. 各種データの収集とやり取りに関する基準・方法論を整備し、生物圏保存地域ネットワーク全般で適用されるよう支援する。
11. 実施指標を活用しつつセベリア戦略の実施状況を観測、評価、フォローして、指標の達成に資する要因と阻害要因について分析する。

#### 国内レベルでの提言

12. 生物圏保存地域世界ネットワーク定款の実施に向けて、十分な資源が提供されるようにする。
13. 生物圏保存地域に対して提言や指導を行えるよう国内レベルのメカニズムを整備する。
14. 定款により義務付けられた形で、その国の各生物圏保存地域の状態や活動内容の評価報告書を作成し、不備が生じた場合には、その対応を行う上で十分な資源を供給する。
15. 類似した管理地域のネットワークや国際機関、非政府系機関のうち生物圏保存地域の目標と一致する点において、独創的な関係や連携関係を構築する。
16. 生物圏保存地域相互間での姉妹提携の可能性を探るとともに、適切と判断される場合には国境をまたぐ保存地域を設置する。
17. 資料を配布したり、広報方針を策定したり、ネットワークの加入団体としての役割を目立たせることで、生物圏保存地域の知名度を向上させる。
18. 国際的な助成制度や二国間の助成制度（地球環境ファシリティなど）の提案に際して、生物圏保存地域を盛り込むようにする。
19. 生物圏保存地域の利益になる形で、企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する。
20. 実施指標を活用しつつセベリア戦略の実施状況を観測、評価、フォローして、指標の達成

成に資する要因と阻害要因について分析する。

#### 個別保存地域レベルでの提言

21. 資料を配布したり、広報方針を策定したり、ネットワークの加入団体としての役割を目立たせることで、生物圏保存地域の知名度を向上させる。
22. 生物圏保存地域の利益になる形で、企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する。
23. 実施指標を活用しつつセブリア戦略の実施状況を観測、評価、フォローして、指標の達成に資する要因と阻害要因について分析する。

実施指標

相互参照

国際レベル

生物多様性条約の実施面で生物圏保存地域を取り入れる	I.1.1
生物地理区分の整備状況を改善する	I.1.2
国境をまたぐ生物圏保存地域を新規に設ける	I.2.1、IV.2.6
指針を策定・公表する	II.2.1、IV.1.4、IV.1.5
比較研究活動を実施する	III.1.1
国際的研究プログラムに生物圏保存地域を取り入れる	III.1.2
地域内・地域間レベルの研究プログラムを整備する	III.1.3
分野横断的研究ツールを開発する	III.1.4
研究ツールや方法論を集めた情報拠点を整備する	III.1.5
他の研究・教育ネットワークとの間の相互関係を構築する	III.1.6
国際的な観測プログラムに生物圏保存地域を取り入れる	III.2.1
データ自体やデータのやり取りに関する標準的な処理方法・方法論を導入する	III.2.2、IV.2.10
生物圏保存地域相互間で実体験や情報を交換するメカニズムを整備する	III.3.1
生物圏保存地域の情報提供システムを実施する	III.3.2、IV.2.4、IV.2.7
国際的な研修機会や取組を整備する	III.4.1
地域的な研修拠点を把握・整備する	III.4.2
実証目的の生物圏保存地域を把握し公表する	VI.1.1
生物圏保存地域に関する戦略や国内的活動の作成や検討に関して、指針を提供する	VI.1.2
生物圏保存地域の運営担当者相互間での情報交換制度を整備する	VI.1.3
生物圏保存地域世界ネットワーク定款を国際レベルと国内レベルで実施する	VI.2.1、IV.2.2
生物圏保存地域諮問委員会の機能と実効性を確保する	VI.2.3
地域的ネットワークやテーマ別ネットワークを整備・強化する	VI.2.4
生物圏保存地域と類似の管理地域・団体との交流を進展させる	VI.2.5
生物圏保存地域相互間での姉妹提携メカニズムを推進する	VI.2.6
生物圏保存地域に関する資料や広報用資料を策定する	VI.2.7
生物圏保存地域を二国間・多国間援助プロジェクトに取り込んでいく戦略を策定する	VI.2.8
企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する戦略を策定する	VI.2.9

世界ネットワーク全般にわたりデータ関連の基準・方法論を運用する VI.2.10

国内レベルにおけるセビリア戦略の実施状況を観測・評価するメカニズムを整備する VI.2.11

実施指標

相互参照

国内レベル

生物地理分析を事前に行う	I.1.3
生物圏保存地域の新設・拡充の必要性に関する分析を完了させる	I.1.4、II.1.3
国内戦略や、生物多様性条約等への対応策に、生物圏保存地域を取り入れる	I.2.2、I.1.3
生物圏保存地域相互間の関係を推進する	I.2.4
生物圏保存地域における遺伝資源をそのままの形で保全する計画を設ける	I.2.5
持続可能な発展計画に生物圏保存地域を取り込む	II.1.2
伝統的な生活様式を取り込むとともに、人間と環境との間に重要な相互作用がある地域において、生物圏保存地域を推進・強化する	II.1.3
保全や持続可能な利用活動を把握し推進する	II.1.4
生物圏保存地域全般にわたり実効的な運営計画・方針を整備する	II.2.1、II.1.6
保全機能と持続的利用機能とが相互に両立しない場合に、メカニズムを整備し、これらの機能相互間で適切なバランスを確保する	II.2.2
地域開発政策や地域の土地利用計画立案活動に生物圏保存地域を盛り込む	II.3.1
各生物圏保存地域の近くの大規模土地利用者に働きかけて、持続可能な活動が行われるようにする	II.3.2、IV.1.7
保全・持続的発展に関する国内政策・地域政策に、生物圏保存地域を取り入れる	III.1.7
国内観測プログラムに生物圏保存地域を取り入れるとともに、同様の観測現場やネットワークと連動させる	III.2.3
生物圏保存地域で実際に行われている保全や持続的利用に関する原理原則を学校教育課程に取り入れる	III.3.3
国際的教育ネットワークや取組に生物圏保存地域が参加する	III.3.4
生物圏保存地域の運営担当者を対象としてモデルとなる研修プログラムを策定する	III.4.3
生物圏保存地域に関する国内戦略や行動計画を審査するメカニズムを整備する	IV.1.8
生物圏保存地域運営担当者相互間で情報交換を行うメカニズムを整備する	IV.1.9
生物圏保存地域世界ネットワーク定款を国内レベルで実施する	IV.2.12、IV.2.14
生物圏保存地域を対象とした助言提供や調整を行う国内レベル	IV.2.13

のメカニズムを整備する	
類似した管理地域や団体のうち生物圏保存地域の目標と一致するところとの間で、交流を推進する	IV.2.15
生物圏保存地域相互間での姉妹提携を醸成するメカニズムを整備する	IV.2.16
生物圏保存地域に関する資料や広報用資料を策定する	IV.2.17
二国間・多国間の助成活動に、生物圏保存地域を盛り込む戦略を整備する	IV.2.18
企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する戦略を策定する	IV.2.19
国内レベルにおけるセベリア戦略の実施状況を観測・評価するメカニズムを整備する	IV.2.20

実施指標

相互参照

個別保存地域レベル

各種関係者の利害関係の調査を行う	II.1.5
環境劣化の原因となったり生物資源の持続不可能な利用の原因となった要因を把握する	II.1.6
保存地域の天然産品・サービスの調査を行う	II.1.7
地元住民による持続可能な利用に向けた優遇策を把握する	II.1.8
便益を公平に分ち合う計画を作成する	II.1.9
生物圏保存地域の取組や活動を管理、調整、一体運用するメカニズムを整備する	II.2.3、IV1.10、IV.1.12
現地の意見聴取制度を整備する	II.2.4
地域の実証の場を設ける	II.3.3
研究・観測計画の調整を行った上で実施する	III.1.8、III.2.4
実用的なデータ管理システムを導入する	III.1.9、III.2.7
観測方法の開発・検証の場として生物圏保存地域を用いる	III.2.5
地元住民に関する持続可能性指標の開発の場として生物圏保存地域を用いる	III.2.5、II.2.6
教育、研修、研究、観測プログラムに現地関係者を取り込む	III.3.5、III.4.5
生物圏保存地域来訪者向けの情報を整備する	III.3.6
生物圏保存地域において生態系フィールド拠点を設ける	III.3.7
生物圏極語を実地研修活動に利用する	III.4.4
地域の教育研修プログラムを整備する	III.4.6
生物圏保存地域の各種地域を把握して地図上に示す	IV.1.10
緩衝地帯と移行地域の再計画を行い、核心地域を保全する	IV.1.12
生物圏保存地域の企画立案・運営活動に地域社会の参画を得られるようにする	IV.1.14
環境面・社会的観点から見て持続可能な活動を整備していく民間の取組を促進する	IV.1.15
個々の生物圏保存地域に関して資料や広報用資料を策定する	IV.2.21
企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する戦略を策定する	IV.2.22
各論レベルにおいてセビリア戦略の実施状況を観測・評価するメカニズムを整備する	IV.2.23

## 生物圏保存地域世界ネットワーク定款

### 序

UNESCO の「人間と生物圏（MAB）計画」の枠内で生物圏保存地域が設けられているが、その目的は、人間と生物圏との間でバランスが取れた関係を促進し実証を行うことである。生物圏保存地域は、関係国の要請を受けて MAB 国際調整理事会が指定を行っている。各生物圏保存地域は、依然として所在国の主権に服しているため、その国の法律にのみ拘束されるが、世界ネットワークを形成しており、このネットワークにおいてその国の参加は任意となっている。

この生物圏保存地域世界ネットワーク定款の策定目的は、各生物圏保存地域の実効性を補強し、地域レベルと国際レベルで共通理解、意思疎通、協力関係を強化することである。この定款で企図されているのは、生物圏保存地域の認知度を広め、効果的に機能する実務上の実例を奨励・推進することである。リストから外す手続は、このように基本的に前向きなアプローチの例外として受け止めるべきであり、その国の文化事情、社会経済事情を考慮した上で慎重に検討し、関係する政府に意見聴取して初めて援用すべきものである。文言の内容を見ると、生物圏保存地域の指定、支援、推進を定める一方で、加盟国の事情や現地の事情が多様であることが考慮されている。加盟国側では、自国の特殊事情を考慮に入れた上で、生物圏保存地域に関する国内基準を練り上げて運用していくことが望ましい。

### 第 1 条 — 定義

生物圏保存地域とは、UNESCO の「人間と生物圏（MAB）計画」の枠組に基づいて国際的に認定された陸上・沿岸・海洋生態系の区域、または、これら区域の集合体をいう。

### 第 2 条 — 生物圏保存地域世界ネットワーク

1. 生物圏保存地域により、生物圏保存地域世界ネットワークという名称の世界的規模のネットワークが形成されている（以下、「本ネットワーク」という）。
2. 本ネットワークは、生物多様性を保全し、生物多様性の構成要素の持続可能な利用を実現し、もって、生物多様性条約その他の関連条約・法律文書の諸目標に資するものとする。
3. 個々の生物圏保存地域は、所在国の主権に服していることに変わりはない。この定款の下、加盟国は自国国内法に基づいて必要と思われる措置を講じることになる。

### 第 3 条 — 機能

生物圏保存地域は、下記の 3 機能を組み合わせて、地域規模で保存と持続可能な発展を実



現するアプローチを検討・実証する拠点になるよう努める必要がある。

- (i) 保全機能 — 景観、生態系、生物種、遺伝的多様性の保全に資する。
- (ii) 経済と社会の発展 — 社会文化的に持続可能で生態学的にも持続可能な形で経済発展と人づくりを促進する。
- (iii) 学術的支援 — 実証プロジェクト、環境教育・研修、保全と持続可能な発展に関する地元の問題、地域的問題、国内問題、世界的問題に関する研究・調査に役立てる。

#### 第4条 — 基準

生物圏保存地域が指定を受けるための一般的基準は、下記の通りである。

1. 人間の介入が漸次的に行われているなど、主な生物地理的地域に典型的に見られる形で、生態系がモザイク状になっている部分が含まれていること
2. 生物多様性の保全の観点から重要度が高いこと
3. 地域的規模で持続可能な発展に向けたアプローチを研究・実証できること
4. 第3条にいう生物圏保存地域の3機能を果たす上で適切な規模であること
5. 下記の点が認められる形で、適切な形で带状構造になっており、上記3機能が含まれていること
  - (a) 生物圏保存地域の保全目的、また、これらの目的を果たせる規模を保全するという目的に沿った形で、長期的な保護の対象となる核心地域が法的に形成されていること
  - (b) 緩衝地帯が明確化されており、核心地域を取り囲んだり隣接する形になっており、ここでは、保全目標と両立する活動のみ行うことができること
  - (c) それより外側に移行地域があり、そこでは持続可能な資源管理活動が促進・展開されていること
6. 公的機関、地域社会、私企業が生物圏保存地域の機能の企画立案や実行などについて、適切な範囲で関与、参加できるよう組織的仕組みを設けること
7. さらに、下記の対策が講じられていること
  - (a) 緩衝地帯における人間の使用・活動を管理する仕組み
  - (b) 生物圏保存地域としての管理方針・計画
  - (c) この方針・計画を実行するため指定を受けた当局・仕組み
  - (d) 研究、観測、教育、研修に関するプログラム

#### 第5条 — 指定手続

1. 生物圏保存地域が MAB 計画国際調整理事会 (ICC) から本ネットワークに加入する旨の指定を受ける場合、下記の手続によるものとする。
  - (a) 第4条にいう基準を考慮して候補地の検討を行った後に、加盟国から (適切と判断される場合には、国内 MAB 委員会を介して) 事務局に対して、関係書類を添えて

推薦を行う。

- (b) その内容と関係書類を事務局にて検証し、推薦に不備がある場合、推薦を行った国に対して事務局から不足情報の提供要請が行われる。
- (c) 生物圏保存地域諮問委員会にて推薦内容が検討され、国際調整理事会への提言が行われる。
- (d) MAB 計画の国際調整理事会が指定推薦について決定を下す。

UNESCO 事務局長から関係国に対して、国際調整理事会の決定が通知される。

- 2. 加盟国は、既存の生物圏保存地域がある場合、その適性を検討・改善し、必要に応じて範囲を拡大し、本ネットワークの範囲内できちんと機能できるようにすることが望ましい。拡張の提案の場合、上記の新規登録手続と同じ手続となる。
- 3. 生物圏保存地域のうち、この定款の採択前に指定を受けている保存地域の場合、既に本ネットワークの一部とみなされる。そのため、この定款の規定の適用を受ける。

#### 第 6 条 — 周知

- 1. 生物圏保存地域としての指定の場合、記念の盾、資料の配布など、加盟国および関連当局から適切な形で周知を行う。
- 2. 本ネットワークに属する生物圏保存地域に加え、その存在意義についても、適切な形で継続的に広報を行う必要がある。

#### 第 7 条 — 本ネットワークへの参加

- 1. 加盟国は、科学的研究・観測など、世界レベル、地域レベル、地域間レベルにて本ネットワークの連携活動に参加し、又は促進する。
- 2. 関連当局は、知的財産権を考慮に入れながら、研究結果、関連の刊行物その他のデータを公表し、本ネットワークが適切に機能するとともに情報交換の便益が最大になるようにする。
- 3. 加盟国、関連当局は、本ネットワーク内の他の生物圏保存地域と連携して、環境教育・研修、人材育成を推進する。

#### 第 8 条 — 地域的、テーマ別のサブネットワーク

加盟国は、生物圏保存地域の地域的・テーマ別サブネットワークの形成と協力的運用を促進し、これらサブネットワークの枠組において電子情報を含め情報の交換を推進する。

#### 第 9 条 — 定期的検討

- 1. 各生物圏保存地域の地位については、第 4 条の基準を踏まえて関係当局が作成し当該加盟国から事務局に対して提出される報告書に基づいて、10 年ごとに定期的検討を行う。

2. この報告書については、生物圏保存地域諮問委員会が検討を行い、国際調整理事会に勧告を行うものとする。
3. 国際調整理事会は、関係加盟国から提出された定例報告書を検討する。
4. 指定以降または前回検討以降において生物圏保存地域の地位または運営が条件を満たすものとされ、又は改善されていると国際調整理事会が判断した場合、国際調整理事会は正式にその旨を認定する。
5. 生物圏保存地域が第 4 条にいう基準をもはや満たしていないと国際調整理事会が判断した場合、同理事会は、関係国が自国の文化事情・社会経済事情を勘案して第 4 条の規定の履行確保策を講じるべきである旨の提言を行うことができる。国際調整理事会から事務局に対して、この種の措置の実行に際して当該国への支援でどのような措置を執るべきなのか明らかにする。
6. 合理的期間において、生物圏保存地域が第 4 条にいう基準を満たしていないと国際調整理事会が判断した場合、その地区は、本ネットワークに属する生物圏保存地域とは言えないものとする。
7. 国際調整理事会の決定については、UNESCO 事務局長から関係加盟国に通知する。
8. 自国管轄下の生物圏保存地域の本ネットワークからの脱退を加盟国が希望する場合、その旨を事務局に通知する。この通知は、国際調整理事会に参考情報として伝達される。当該地区は、本ネットワークに属する生物圏保存地域とは言えないものとする。

#### 第 10 条 - 事務局

1. UNESCO は、本ネットワークの事務局としての役割を果たし、本ネットワークが適切に機能し本ネットワークを振興する職責を負う。事務局は、個々の生物圏保存地域相互間、専門家相互間の意思疎通および交流を促進するものとする。また、UNESCO も、その他の関連する取組と連動させる形で、生物圏保存地域に関して世界中どこからでもアクセスできる情報システムを構築し維持管理する。
2. 個別の生物圏保存地域ならびに本ネットワークおよびサブネットワークの機能を強化するため、UNESCO は、二国間・多国間の資金援助を求めるものとする。
3. 本ネットワークに属する生物圏保存地域、その目的、詳細事項を記載したリストについては、定期的に事務局が更新、公表、配布する。

(生物圏保存地域の詳細に関する連絡先)

World Network of Biosphere Reserves  
Division of Ecological Sciences  
UNESCO

1, rue Miollis  
75732 Paris Cédex 15  
France

(電話) +33.1.45.68.41.51

(Fax) +33.1.40.65.98.97

(e-mail) [mab@unesco.org](mailto:mab@unesco.org)